

## 6. 関係者の意見等

### 6.1 関係地方公共団体からなる検討の場

#### (1) 実施状況

八ッ場ダム検証を進めるにあたり、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的として、検討の場を設置し、平成23年11月21日までに検討の場を1回、幹事会を10回開催した。

第1回幹事会において確認された検討の場の規約をP6-7～P6-8に示す。また、表6-1-1及び表6-1-2はそれぞれこれまでの検討の場及び幹事会の開催状況を示す。

#### (2) 検討主体が示した内容に対する構成員の見解

平成23年9月13日に開催した検討の場（第1回）において、検討主体が示した内容に対する構成員の見解は以下のとおりである。

〔茨城県〕 上月副知事

- ・ ダム案が有利であるという検討結果が出たことから、一日も早く本省に上げ、国としての決断を一日も早く行っていただきたい。
- ・ 検証に伴う増額分を地方に負担させるのは避けて、これまでどおりの事業費に収めていただきたい。

〔栃木県〕 福田知事

- ・ 東日本大震災は、死者行方不明者約2万人という信じがたい大惨事となった。加えて、今年も、年明けに新燃岳が噴火し、最近では新潟・福島豪雨や先の台風12号による大水害において甚大な被害が発生した。  
これが「災害列島」と呼ばれる我が国の実態であり、災害を避けて通れない以上、被害を最小限にとどめ国民の生命・財産を守るためのあらゆる手段を講じることが極めて重要である。災害を減らすこと、まさしく「減災」に勝る行政目的はないのである。
- ・ 八ッ場ダムは昭和22年のカスリーン台風を契機に建設が進められてきたものであるが、この台風被害では本県においても352名の尊い人命を失っている。今日同規模の水害が発生すれば、現在の都市の集積状況からして、被害総額は東日本大震災の比ではないと見込まれている。「想定外」と言われる災害が全国で頻発する今日、利根川流域においても、まさにこうした危機が明日にも訪れるかもしれないことを強く意識すべきである。
- ・ 利根川の治水対策は昨日今日始まったものでなく、数百年の長きにわたり連綿と続けられてきた一大事業であり、そうした先人たちの努力の上に今の私たちの生活が成り立っていることを忘れてはならない。今私たちがそうした先人たちの努力に報いることなく、一時の事情でその歩みを止めることとなれば、それは未来に対する我々の責任の放棄になりかねない。
- ・ 今回の検討において、「八ッ場ダムの建設が最も有利」との結果が示されたが、当然予想し得た結果であると受け止めている。
- ・ これまでの遅れを取り戻すためにも、国においては、早急に事業を再開し、一日も早い完成を目指すべきである。また、生活再建関連事業について着実に推進すべきである。

〔群馬県〕 大澤知事

- ・ 評価を見ますと八ッ場ダム案が最も有利であるということで、これは妥当な評価であると思っております。治水・利水両面で八ッ場ダム案が最も効果的であり、優れていることが再度確認されたわけであり、早急に検証作業を完了させていただきまして、本体工事に一日も早く着手していただきたいと考えています。
- ・ この八ッ場ダムにつきましては、地域の皆さんが長年にわたりまして、苦渋の選

- 択の中でダムを受け入れて今日まできて、後何年で完成という経緯があるわけでございます。しかし、代替案においては、地元の了解を得なければこの時間を10年と決めても、地元の了解があつて初めて10年でありまして、了解がとれるのがいつになるのか分からないわけでありまして、時間軸の観点から考えても八ッ場ダムが一番効果的であることが立証されていると思っています。
- ・ 今年東日本大震災、新潟・福島豪雨、それから台風12号による豪雨など想定を超える自然災害が発生しまして多くの被害が生じたところであります。「想定外」という言葉では済まされない防災対策の重要性が再認識されているところであります。100年に1度、200年に1度の災害にどのように対応するか、今こそ防災対策のあり方が問われており、一步一步着実に対策を講じる必要があると思っています。
  - ・ この点でも、最も効果が発揮できるのは、八ッ場ダムの建設であると思っています。八ッ場ダムが最も有利なことは、我々は検証する前から考えていましたけど、実際この2年間は何だったんだ、多くの時間と費用が無駄になっただけではないのか、こんな思いを強くしております。検証により増加した費用は当然、国が負担すべきものであると考えております。また、国は、責任を持って、無駄に使われた時間を回復させて、地元の皆さんがこれ以上、将来への不安や生活上の不便を来すことのないよう、基本計画どおり八ッ場ダムを完成していただきたいと切にお願いを申し上げます。
  - ・ この総括の整理を見て、代替案におきましては、まだまだ十分な地元の了解も全く取れていない状況のなかで、10年後、5年後というのを検証しておるわけでありまして、八ッ場ダムの実態を見ても、やはり、長い歴史の中で了解が取れたのは平成に入ってから、これだけ長い期間地元の方々が決断するまでには時間が掛かるわけです。その辺の考慮が全くされていないと思う。そういうなかで代替案を考えたときに時間軸から考えても、到底この計算どおりに進むと思えません。それで逆に八ッ場ダムはもうあと何年で完成と言うことでありますから、時間軸で考えても大きな問題があります。
  - ・ 私はこの問題をたとえば政権交代時に八ッ場ダムの見直しについて、最初は前原大臣は、中止の方向性は堅持しつつも見直しを行うと言われた。馬淵大臣は、白紙で検証すると言われました。大島大臣も、馬淵大臣の考えを継承すると言われました。私は本日の結果を見たから、この会場にいるすべての方がですね、ダム案当然だろうというふうに思うと思うんですね。本当に、この検証結果が、大臣があれだけ言うておられるわけですから、どの段階に行っても、この検証結果が最優先されるということがしっかりと担保されていなければ、何のために2年間、無駄な2年間を費やしたか。これこそ人災のような問題も出てくると思うんですね。大臣の言葉が変わってきたわけですけど、今大臣はあくまでもこの検証結果を尊重するというのを信じて疑わなくてよろしいんですね。
  - ・ 先ほど、局長がご挨拶した中で、もう既に中止されたダムもある。それから、建設を継続したダムもある。これは局長の判断で十分出来た訳です。この検証結果を尊重して最優先で判断するというのを堂々と大臣が公の場で言われた訳です。是非、しっかりと大臣に進言していただきたいと思っております。

〔埼玉県〕 上田知事

- ・ 2年の時間をかけて再検証されましたが、その結果は最初からわかっていたはずなんです。
- ・ 現在、事業そのものは継続しており、ダム本体工事の予算を凍結しているのみです。
- ・ 従いまして、これだけ中身がはっきりした以上、速やかに本体工事の予算を上乗せして付けて、予定どおり平成27年度に工事を完成させてもらいたい。

- ・ 苦渋の選択をして下流の人達のためにダムを受け入れた地元住民の思いを大事にしなければ申し訳ない。
- ・ 今までの遅れを取り戻すよう努力してほしい。私たちも努力してまいりますし、地域の人達を応援していきたいと思えます。

## 〔千葉県〕 森田知事

- ・ 最近の日本の気象状況を見ますと大変に荒々しくなったなという、皆さん実感しておられるのではないかと思います。先日の台風 12 号がもし関東に直撃したら対応等を含めて非常に憂慮することです。千葉県におきましても利根川の下流において液状化で非常に堤防が不安定になっておりまして、住民の不安を考えますと一刻も早くなんとかしていかねばならない、そのように思います。
- ・ 大震災の時によく想定外という言葉が使われましたが、私は八ッ場ダム建設というのは想定外の対応ではないと思います。想定内の対応だと思っています。
- ・ ですから私たちは、それをしっかり認識して一刻も早く完成させたい、お願いしたい、そういったことではあります。

## 〔東京都〕 村山副知事

- ・ この結果というものは、1 都 5 県からすると、ずっと主張し続けてきたことの再確認をしたということであり、この結果を見るにつけても、この 2 年間の時間の重さを改めて感じる。
- ・ 検証結果が出て、直ちに決断することが、これからの国としての大事な役割ではないかと思っている。秋とは言わず、直ちに国交省としての決断をして、着手していただきたい。
- ・ 着手をする以上、時間の問題が検証の中で非常に重要視されており、決断をしたうちは、今年度から直ちに実効性のある本体工事に着手していただき、是非とも基本計画のとおり、27 年度完成というのを実現していただきたい。
- ・ 2 年間の検証の結果、生じた金額上の問題については、これは国が責任を持って、しかるべきご努力をいただき、全体の基本計画に定めた全体経費の中でしっかりと工事を完了させていただきたい。

## 〔長野原町〕 高山町長

- ・ 今、示されました案につきましては治水・利水について、ダム案が最も有利であるという結果をいただきまして、ホッとしているところでございますが、私どもにつきましては、八ッ場ダムそのものが長年苦しんだ最終目的であります生活再建に、なくてはならない変えてはならない目的でありましたので、一日も早い完成を願っております。
- ・ この 2 年間、足踏みをさせられまして非常に迷惑に感じております。迷惑というのは、こういうことだなというぐらい非常に迷惑でありまして、国によって、少ない人口であります、弱い町民がいじめにあったという感じが今しております。検証するということでもありますのでやむなく、静かに待機してはいたんですが本日の結果を見まして、早く検証結果をとりまとめ中止撤回をしていただき、早期に完成をしていただきますことを切にお願いしたいと思っております。

## 〔東吾妻町〕 中澤町長

- ・ 東吾妻町は長野原町の下流でございます、八ッ場ダムの直下の町でございます。ですから水没予定地はないんですけど、JR 線とか国道の付け替えで先祖代々の土地を手放して、家屋も 40 戸近くが、移転を余儀なくされた訳でございます。現在、生活再建事業を進めておりますけれども、八ッ場ダムについては、地元住民は国との間に覚書ですとか協定書を交わしてダム建設に合意をした訳でございます、一方的に国から中止を言い渡されて、本当に住民は困惑している、困っている状況にあると思えます。東吾妻町の議会・住民で構成しております「八ッ場

ダム推進協議会」で、ダムの早期完成を求める決議を8月24日に国土交通大臣宛に提出した訳でございます。これまでにダム中止宣言にかかる公開質問状なども度々、提出をしまして、要望してきた訳でございます。ダムの中止宣言は、何の科学的根拠もない民主党のマニフェストにあるということだけで、中止されたということは明白でございます。東吾妻町、そして議会、町民は早急に早期の本体着工を熱望している訳でございます。八ッ場ダムのように河川上流部にしっかりとしたダムを造って、流量を調節していく。これがコスト面とか、時間的なことから最も安全で合理的な治水であると思っております。国民の生活、生命、財産を守るためには、労を惜しんではならないと思います。自然災害に万全の備えをしなければならないと思います。下流地域の治水の万全の願いと上流地域の願いが一致するのが、八ッ場ダムの建設であるというふうに思っております。今回の治水・利水の評価結果を判断すれば、八ッ場ダム建設が優位であります。すぐにご決断をお願いしたいというふうに思っているわけでございます。宜しく願いいたします。

〔加須市〕 角田副市長

- ・ 加須市は、昭和22年9月のカスリーン台風により当市の新川通地先において、利根川堤防が決壊し、その濁流は関東地方にはかり知れない被害をもたらしました。また、同時刻に渡良瀬川の堤防も決壊いたしました。
- ・ 当市は、利根川と渡良瀬川の合流点にあり、利根川及び渡良瀬川の治水が重要である地域です。このため、カスリーン台風の様な被害を二度と起こさないため、利根川の各支流からの流入を防ぐ必要があります。
- ・ 今回、検証対象となっている八ッ場ダムは吾妻川の洪水を防ぐためのものであり、八ッ場ダムの整備は利根川全体の治水のために欠くことのできない重要な施設です。現在の異常気象の影響などを含め、利根川に対する早期の治水対策が必要なことは明らかです。
- ・ 今回、コストや安全性、さらには実現可能性などの結果を見ても、八ッ場ダムの整備が他の対策に比較し優れているという結果であったわけです。さらに、既に八ッ場ダムについては事業着手し、進捗率は平成23年3月時点で約77パーセントが完了している状況ですので、これらのことを鑑みましても八ッ場ダムが最も早く整備できることは明らかです。
- ・ これらの状況を真摯に受けとめいただき、早期に八ッ場ダムの工事を再開いただくとともに、1日も早い完成を目指すことが適当であると存じます。

〔野田市〕 向井建設局長

- ・ 私ども野田市は、利根川、江戸川、利根運河と三方が川に囲まれておりまして、特に、治水に対しては、危機感を持っている市でございます。利根川下流部の自治体を代表いたしまして、簡潔に意見を申し述べたいと思います。
- ・ 流域の治水、利水の安全を早期に確実に向上させるためには、今回の検討結果が示すものが、極めて妥当であると思っております。
- ・ 今後は、必要な手続きを速やかに行い、一刻も早く八ッ場ダム本体工事に着手していただき、早期完成をお願いしたいと思います。

〔江戸川区〕 多田区長

- ・ 江戸川区は東京の低地帯、江戸川の下流部にあり、昭和22年のカスリーン台風や昭和24年キティ台風で壊滅的な被害を受けた地域である。八ッ場ダムはこの災害を契機に計画されたものである。そのため、低地帯に住む住民として大変関心が高く、ダムの建設によって治水機能が高まることを切に期待していたところである。
- ・ 八ッ場ダムの建設にあたって、多くの月日が流れ、その間、八ッ場ダム関係住民の方々には大変な苦痛と、下流のために耐えがたい決断をして頂いたということ

- を、下流の住民は大変感謝をしている。
- ・ 八ッ場ダム検証の評価は当然の結果を出して頂いたのでほっとしており、ぜひ速やかに進めて頂きたい。しかし、この検証では、コストを中心に、代替案との比較において優れているという結論だと思うが、今に至るまでの何十年にもわたる事業の積み重ね、あるいは群馬県の方々の苦勞、こういった様々な蓄積が現に存在する。また、数千億の事業費をかけてきている。もしダム建設を中止したら、こうした長年の努力やこれまでの事業費が無に帰してしまう。このことを検証の中でどう考えられているかが問題だと思う。コスト計算の結果、八ッ場ダムが有利であるとそういう言い方だけでいいのかどうか、正しい理解が得られないのではないか。パブコメの際にもふれてもらいたい。
  - ・ 公共事業というのは、お金を使うのは最後のところだ。そこまでに至る長期間に亘る皆さんのエネルギー、耐えがたい努力があるということや、これまでかけてきたお金をどう生かすかということを考えるのが政治であり、治水であり、公共事業の本質だ。
  - ・ 八ッ場ダムが出来たからと言ってこの利根川治水は完成したことにはならない。下流の堤防強化など治水の課題は相変わらず残る。治水というのは国家の大計であり、一度決めたらそれは政権が変わったから、あとで検証するんだと言って変えてしまうようなそんな軽いものではない。国土交通省は一旦決めたことは、どこまでもその論理をきちっと通して頂いて、よほどの状況の変化がなければ何百年かかってもそれを完遂していただきたい。江東デルタには二百数十万人の人々が住んでおり、こういう大都市をこれからどうやって守っていただくか、あるいは上流の沿川の様々な自治体をどうやって守って頂くかということは、一貫した方針を持って、政府ないし国土交通省はこれからも力強く取り組んでいただきたい。そういうことを私は心から願っているということをお願いしておきたい。
  - ・ 先般の台風 12 号の集中豪雨の記録とカスリーン台風のときの降雨の記録を比べてみれば、はるかに台風 12 号のほうが雨量は多い。台風 12 号がこちらにきていたらどうなっているかということは明らかなような気がする。現実的な問題として、一刻も早く八ッ場ダムを着手するとともに、下流のスーパー堤防などの堤防強化を含めてどうやって首都圏を守っていくかということを実行に取り組んでいただきたい。そのことを切に要望したい。

表 6-1-1 検討の場の開催状況

開催日	議事
検討の場（第1回） 平成23年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の経緯</li> <li>・ハッ場ダム建設事業の目的別の総合評価（案）</li> <li>・ハッ場ダム建設事業の総合的な評価（案）</li> <li>・意見聴取等の進め方</li> </ul>

表 6-1-2 幹事会の開催状況

開催日	議事
第1回幹事会 平成22年10月1日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・規約について</li> <li>・今後の検討の進め方について</li> </ul>
第2回幹事会 平成22年11月11日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証に係る検討の今後の予定</li> <li>・雨量データ及び流量データの点検の進め方</li> <li>・基本高水の検証の進め方</li> <li>・利水参画継続の意思及び開発量について</li> </ul>
第3回幹事会 平成23年1月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総事業費・工期等の点検（中間報告）</li> <li>・利根川水系の八斗島地点における基本高水の検証（中間報告）</li> </ul>
第4回幹事会 平成23年2月7日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の治水対策案・利水対策案の立案について（報告）</li> <li>・利根川水系八斗島地点における基本高水検証の検討状況について（報告）</li> </ul>
第5回幹事会 平成23年5月24日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・検証に係る検討の今後の予定</li> <li>・利水参画者の必要な開発量の確認結果（案）</li> <li>・利水参画者に対する代替案の検討要請の結果（案）</li> <li>・概略検討による利水対策案について（案）</li> </ul>
第6回幹事会 平成23年6月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利根川水系の基準地点八斗島上流における新たな流出計算モデルの構築（案）について</li> <li>・ハッ場ダム検証における河川整備計画相当の目標流量について</li> </ul>
第7回幹事会 平成23年7月19日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複数の治水対策案のうちハッ場ダムを含む案について</li> </ul>
第8回幹事会 平成23年8月29日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業等の点検結果</li> <li>・治水対策案を評価軸ごとに評価</li> <li>・利水対策案を評価軸ごとに評価</li> <li>・流水の正常な機能の維持の対策案を評価軸ごとに評価</li> </ul>
第9回幹事会 平成23年9月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討の経緯</li> <li>・ハッ場ダム建設事業の目的別の総合評価（案）</li> <li>・ハッ場ダム建設事業の総合的な評価（案）</li> <li>・意見聴取等の進め方</li> </ul>
第10回幹事会 平成23年11月21日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントや学識経験を有する者、関係住民より寄せられた意見に対する検討主体の考え方</li> <li>・ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案</li> </ul>

八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約

(名称)

第1条 本会は、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」(以下「検討の場」という。)と称する。

(目的)

第2条 検討の場は、検討主体による八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を進めるに当たり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」(以下「再評価実施要領細目」という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする。

(検討主体)

第3条 検討主体とは、国土交通省関東地方整備局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する。

(検討の場)

第4条 検討の場は、別紙-1で構成される。

- 2 必要に応じ、検討の場の構成は変更することができる。
- 3 検討主体は、検討の場を招集し第5条で規定する幹事会における議論を踏まえ議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う。
- 4 検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる。
- 5 検討の場の構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる。

(幹事会)

第5条 検討の場における会議の円滑な運営を図るため幹事会を設置する。

- 2 幹事会は、別紙-2で構成される。
- 3 検討主体は、幹事会を招集し議題の提案をする。
- 4 幹事会の構成員は、幹事会の開催を検討主体に要請することができる。

(情報公開)

第6条 検討の場及び幹事会は、原則として報道機関に公開する。

- 2 報道機関を除く傍聴希望者については、原則として中継映像により公開する。
- 3 検討の場及び幹事会に提出した資料等については、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料等については、検討の場又は幹事会の構成員の過半数以上の了解を得て非公開とすることができる。

(事務局)

第7条 検討の場の事務局は、国土交通省関東地方整備局に置く。

- 2 事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する。

(規約の改正)

第8条 この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の

場で協議する。

(附則)

この規約は、平成22年9月27日から施行する。

(附則)

規約第2条及び第3条の一部を改正する規約は平成22年11月9日から施行する。

(別表1) ハッ場ダム「検討の場」の構成

区 分	職 名
構成員	茨城県知事
	栃木県知事
	群馬県知事
	埼玉県知事
	千葉県知事
	東京都知事
	古河市長
	足利市長
	館林市長
	藤岡市長
	長野原町長
	東吾妻町長
	加須市長
	野田市長
江戸川区長	
検討主体	関東地方整備局長

(別表2) ハッ場ダム幹事会の構成

区 分	団体名	職 名
構成員	茨城県	企画部長
		土木部長
	栃木県	県土整備部長
	群馬県	企画部長
		県土整備部長
	埼玉県	企画財政部長
		県土整備部長
		企業局長
	千葉県	総合企画部長
		県土整備部長
	東京都	都市整備局長
		建設局長
水道局長		
検討主体	関東地方整備局	河川部長



## 6.2 パブリックコメント

八ッ場ダム検証においては、関係地方公共団体からなる検討の場における検討を踏まえ、検証要領細目に示されている検討結果である「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成した段階でパブリックコメントを行い、広く意見の募集を行った。

1) 意見募集対象 : 「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」※1

※1 報告書(素案)のほか「概要版」及び「骨子」も公表

2) 募集期間 : 平成23年10月6日(木)～平成23年11月4日(金)まで

3) 意見の提出方法 : 郵送、F a x、メール等による

4) 資料の閲覧方法 : 関東地方整備局ホームページ掲載

閲覧場所 関東地方整備局(6階)情報公開室

利根川上流河川事務所 2階閲覧コーナー

利根川下流河川事務所 1階ロビー

江戸川河川事務所 閲覧室

八ッ場ダム工事事務所 閲覧室

利根川ダム統合管理事務所 閲覧コーナー

品木ダム水質管理所 1階受付

高崎河川国道事務所 情報公開コーナー

5) 意見提出者 : 全国から延べ5,963名※2の意見を頂いた。意見提出者の都県別、年代別、性別の割合を以下に示す。

※2 このうち、同一意見について署名形式で提出した人数は5,739名。

※2 このほか、無記名のため無効とした意見が15名分ある。

6) パブリックコメントに寄せられた意見

パブリックコメントに寄せられた意見については、これらの意見に対する検討主体の考え方を整理し、八ッ場ダム検証の参考とした。

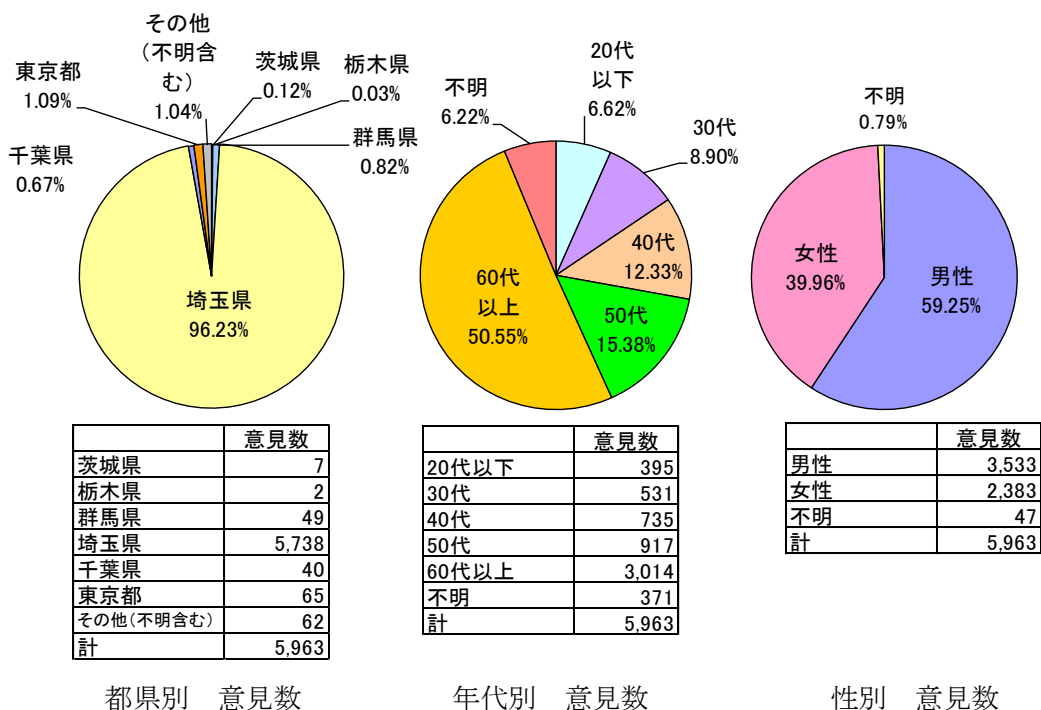


図 6-2-1 意見提出者の属性

### 6.3 意見聴取

「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」を作成した段階でパブリックコメントを行った上で、学識経験を有する者、関係住民からの意見聴取を実施した。

これらを踏まえ「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」を作成し、関係地方公共団体の長、関係利水者からの意見聴取を実施した。

#### 6.3.1 学識経験を有する者からの意見聴取

ハッ場ダム検証においては、検証要領細目に定められている「学識経験を有する者の意見」として、表 6-3-1 に示す方々から意見聴取を実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「ハッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」
- 2) 現地視察 : 平成 23 年 10 月 27 日(木)
- 3) 意見聴取日 : 平成 23 年 11 月 4 日(金)  
※なお、11 月 9 日(水)までの間、文書にて追加意見を伺った。
- 4) 意見聴取を実施した学識経験を有する者

表 6-3-1 学識経験を有する者

氏名	役職等
浅枝 隆	埼玉大学大学院理工学研究科教授
石野 栄一	株式会社埼玉新聞社 編集局長
岡本 雅美	元日本大学生物資源科学部教授
川上 俊也	株式会社茨城新聞社 編集局次長
小瀧 潔	千葉県水産総合研究センター内水面水産研究所長
小林 忍	株式会社上毛新聞社 論説室論説委員・嘱託
阪田 正一	立正大学文学部史学科特任教授
佐々木 寧	埼玉大学大学院理工学研究科教授
清水 義彦	群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授
野呂 法夫	株式会社中日新聞社 東京新聞特別報道部
萩原 博	株式会社千葉日報社 理事 東京支社長
宮村 忠	関東学院大学名誉教授
虫明 功臣	東京大学名誉教授

(敬称略 五十音順)

- 5) 学識経験者を有する者からの意見

学識経験を有する者から頂いた主な意見については以下に示す。

#### 【浅枝委員（埼玉大学大学院理工学研究科教授）】

- ・河川環境は、ハッ場ダム地点のみならず下流も含めた流域全体の視点が必要。
- ・水質の観点からは、河川の自浄作用は、通常は河床で行われるため、河床掘削案はおそらく河川の自浄能力を下げることになる。

## 【石野委員（埼玉新聞 編集局長）】

- ・今回の報告書については、専門家による検証結果であり、結果は真しに受け止めており、恣意的な発想はないと理解している。
- ・流域住民の安全を考慮すべき。水害被害に遭った住民のやり場のない憤り、物心両面での負担の重さに思いをはせることが必要。
- ・建設地である地域と住民の長きにわたる歴史、物心両面での負担を「建設の可否」の判断に際しても考慮すべき。

## 【岡本委員（元・日本大学生物資源科学部教授）】

- ・河川管理者は、各地方自治体が申告してきたものを機械的に受け入れて、事業を進めざるを得ない。水需要が過大であるという批判は、河川管理者が対応できる批判ではない。
- ・公共事業である河川事業では、必要性和合理性の担保が必要。合理性については、学識経験者が現代の学術、科学技術では最も妥当であろうというものを受け、技術指針で検討することにより合理性が確保される。今回の見直しに当たっては、学術会議に諮問されて改訂されたと聞いている。
- ・透明性については、公示、公聴会などを行っている。
- ・公共事業である以上、北海道でも関東、沖縄でも同じ基準でやってもらわないと公平ではない。
- ・利根川では100年高水に対応して進めてきたが、今回の河川整備基本計画では、20年ないし30年を目途とする中で50年に1回と危険率を上げている。利水は全国的に1/10としている利水安全度を1/5という危険な想定目標としている。利根川は被害物件等重要度が全然違うので安全度を上げるべき。
- ・このような基本的なことが理解できていないので、市民団体の主張とは議論がクロスしかみ合わない。
- ・日本河川行政は、将来起こることを全部想定した法律をきっちり作って、その法律に基づいて、解釈も定めて行うシステムとなっているので、そもそも比較代替案を示し、どちらが良いか意見を求めること自体がなじまない。

## 【川上委員（茨城新聞 編集局次長）】

- ・報告書の内容が専門的で、一般にはわかりにくいのではないかな。
- ・地域（関係地域の住民と自治体）の声を検証にどう反映させるかが重要。これが今後のあり方を考えていく上で大きな柱となるのではないかな。

## 【小林委員（上毛新聞 論説室論説委員・囑託）】

- ・今回の検証結果は、群馬県の県当局にとっては歓迎できる方向だと思う。検証結果に異を唱える方がいるが、水没地域にとっては不幸なこと。異を唱える方々の意見を報告書にどう反映するかが重要。
- ・検証主体は、説明責任を果たすべき。そうでなければ、地元にも下流の人にとっても、将来に禍根を残すことになるのではないかな。
- ・八ツ場ダム建設が公にされてから来年で60年。これほどの長期間、関係住民を翻弄していいのかな。問題の早期決着を望む。

## 【阪田委員（立正大学文学部史学科特任教授）】

- ・江戸川において5,000m<sup>3</sup>/sを超えることがあれば都心に大きな被害が出ることになる。この流量とするには、江戸川分派部分に新たな水閘門の設置及び、江戸川の流量調整のため河道・河床の掘削が必要となると考えられる。
- ・しかしながら、水閘門などは貴重な土木遺産としての価値が高く、これらの保護、保全を計画の中に位置づける必要がある。

**【佐々木委員（埼玉大学大学院理工学研究科教授）】**

- ・環境が全体を覆す話にはならないと思うが、貴重な植物が見つかった場合の対策により当初の予定外に予算が膨らむことが多い。実際に、ダム工事は常に事業費が膨らんできた。このようなことに歯止めがかけられるような、基本的な調査をきちんと実施してされているのか心配だ。
- ・報告書（素案）に基礎的な環境調査についてきちんと書かれていないが、環境についても基本的な調査が重要。

**【清水委員（群馬大学大学院工学研究科教授）】**

- ・首都圏を抱える利根川が 17,000m<sup>3</sup>/s で良いのかと思ったが、ダム案では、八斗島地点 14,000m<sup>3</sup>/s でも利根川下流部ではかなり河川改修をがんばらなければならない。この状況から考えて、14,000m<sup>3</sup>/s 以上の流量を上流の河道で負担することは相当大変なこと。
- ・地域社会のことは、残事業ベースの話のみ触れられているが、地権者との対応など現状に至るまでの経緯にも触れるべきではないか。

**【野呂委員（東京新聞 特別報道部）】**

- ・代替案とのコスト比較の議論の前に、これまで事業費が増え続けてきたことの説明が必要。東京電力の補償額や地すべり対策の増額についてももう増えないと言えるのか。
- ・報告書（素案）には、目標流量を 17,000m<sup>3</sup>/s とした考え方がわかりづらく、22,000m<sup>3</sup>/s の根拠となる新モデルの説明も記載されていない。
- ・利水については、水道事業者の言い分をそのまま記載するのではなく、実績をきちんと載せて科学的に説明すべき。

**【萩原委員（千葉日報 理事 東京支社長）】**

- ・一番、気にかかるのはダム整備に協力してくれている地元住民の今後の生活再建、地域振興である。
- ・成田では空港整備の過程で、「空港づくりは地域づくり」「地域づくりは空港づくり」という「共生の理念」が創造された。八ッ場ダム建設計画地周辺ではすでに代替地に移転し、新生活をスタートさせている多くの住民がいることを見た。国は「ダムを建設して終わり」ではなく、将来の地域づくりに協力する姿勢をあらためて打ち出すべきではあるまいか。

**【宮村委員【座長】（関東学院大学名誉教授）】**

- ・個人的な意見であるが、ここまでさんざん苦勞した水没地域の人たちのことを思うと、苦渋の決断をした結果について、今更ほじくり返すようなことはいかがなものかと思う。

**【虫明委員（東京大学名誉教授）】**

- ・概略事業費は金額だけではなく、補償に関わる人数などの数値も必要ではないか。
- ・基本高水は日本学術会議で、水資源計画は都県等からデータを頂いて行っているといった背景をきちんと説明して、それらに対する理解を深めて頂くことは重要だ。
- ・河川整備計画で何をやろうとしているのか示すべき。行政の報告書には目指している姿勢が見えないことが多いが、しっかりと意思表示をすべき。

### 6.3.2 関係住民からの意見聴取

八ッ場ダム検証においては、検証要領細目に定められている「関係住民からの意見聴取」を以下のとおり実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(素案)」
- 2) 意見聴取対象者 : 1都5県(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都)に在住の方
- 3) 意見聴取日 : 平成23年11月6日(日)～8日(火)までの3日間
- 4) 意見聴取会場 : 以下の4会場で実施
  - ・水辺交流センター(千葉県香取市)
  - ・八ッ場ダム工事事務所川原湯総合相談センター(群馬県長野原町)
  - ・さいたま新都心合同庁舎検査棟(埼玉県さいたま市)
  - ・利根川上流河川事務所(埼玉県久喜市)
- 5) 意見発表者 : 合計で51名からの意見(1都5県在住の希望者全員)をいただいた。意見発表者の都県別、年代別、性別の割合を以下に示す。
- 6) 意見発表者のご意見  
意見発表者から提出いただいた「意見の概要」を巻末資料に示す。

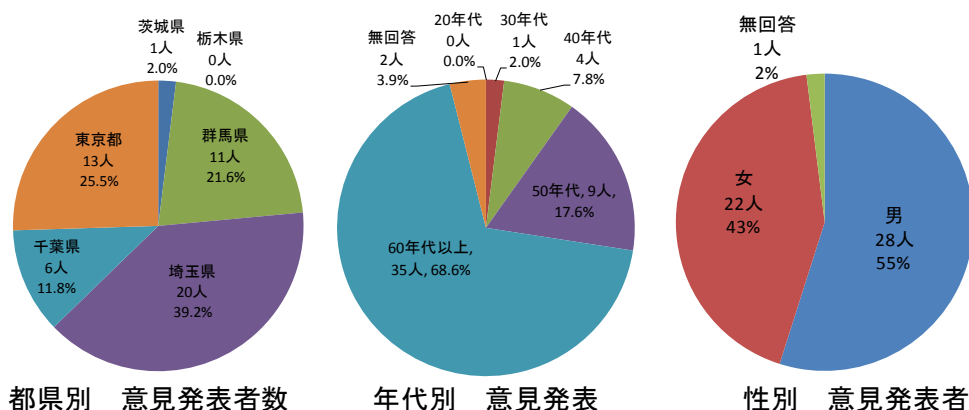


図 6-3-1 意見発表者の属性

### 6.3.3 関係地方公共団体の長からの意見聴取

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」に対する関係地方公共団体の長からの意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

#### 【茨城県知事】

本県では八ッ場ダムの完成を前提に暫定水利権を取得し、既に県南・県西地域の8市2町、約50万人の水道用水として供給している。

また、台風の大型化が懸念されるとともにゲリラ豪雨が頻発している近年、特に利根川に隣接している県南・県西地域にとっては治水対策が喫緊の課題であり、河川改修事業とダム建設事業の両面から進めていくことが重要である。河川改修事業は、大変長期にわたるものであることを考えれば、まずは、既に約77%の事業が進捗している八ッ場ダムの一刻も早い完成を目指していくことが適当であると考えている。

以上のことから、八ッ場ダムは利水面及び治水面からも必要不可欠な事業であると考えており、下記のとおり意見として回答する。

1. 報告書(原案)の中に、八ッ場ダム建設事業については、「継続」することが妥当であるとの考えが示されたことを踏まえ、国は対応方針を速やかに決定し、直ちに本体工事に着手すること。

2. 事業継続に際しては、現行の基本計画どおり平成 27 年度までにダムを完成させるとともに、さらなるコスト縮減を図り、総事業費 4600 億円以内とすること。
3. 地元で生活再建を目指している人々が、これ以上、将来の不安や生活上の不便を来すことがないように、国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。

#### 【栃木県知事】

八ッ場ダム建設事業を継続するとの対応方針（原案）案については、正当な結果であると判断する。

については、県民生活の安全安心を確保するため、一日も早いダム完成を目指すこととし、下記のとおり要求する。

#### 記

1. 国は、ダム本体工事に着手するため、平成 24 年度予算に必要な事業費を反映させること。
2. 基本計画どおり総事業費 4,600 億円の中で平成 27 年までに工事を完成させること。
3. 本体工事の中断、遅延に伴う費用は国が全額支払うこと。
4. 国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。

#### 【群馬県知事】

報告書(原案)案に示された対応方針は、「八ッ場ダム建設事業は継続」とされており、妥当な判断である。

国は一刻も早く検証作業を完了させ、長年にわたり塗炭の苦しみを味わってきた地元のみなさんが、これ以上、将来への不安や生活上の不便を来すことがないように、直ちにダム本体工事に着手し、基本計画どおり平成 27 年度までに八ッ場ダムを完成させるとともに、国の責任においてダム湖を前提として進められている生活再建事業を早期に完成すること。

#### 【埼玉県知事】

本県は、カスリーン台風により甚大な被害を受け、また、県営水道の約 3 割を暫定水利権に頼り給水しており、八ッ場ダム建設事業は治水、利水の両面から必要不可欠な事業である。今回、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)案」において八ッ場ダム建設事業について「継続」することが妥当であるとの対応方針案が示されたが、本県としては当然の結果であると考えている。

このような方針が示された以上速やかに検証を終わらせ、平成 24 年度を待たずに今年度可能な措置を実施し、早期に本体工事に着手するよう求める。前田国土交通大臣が衆議院の国土交通委員会で結論を出す時期として年を越すことはないと言明したが、年内のできるだけ早い時期に結論を出していただきたい。

また、この 2 年の遅れを取り戻すために予算を集中投下するなどして基本計画どおり平成 27 年度までに完成させるよう求める。

事業費については、更なるコスト縮減に努め、基本計画の総事業費の中で工事を完成させるよう求める。なお、この検証のために増額となった費用については、検証を独断で始めた国が負担するべきと考える。

最後に、長年にわたり苦勞してきた地元住民の意見を真摯に受け止め、国の責任において生活再建事業を着実に完成させるようお願いする。

#### 【千葉県知事】

本県は、利根川の最下流に位置し、利根川・江戸川の堤防は 180km に及ぶことから、県民が安心・安全に暮らしていく上で、洪水を安全に海まで流すことは、大変重要なことと考えている。

自然災害の脅威は、今後、増大していく可能性が指摘されており、河道の整備とともに、洪水調節施設を整備するなど、あらゆる手段を講じることが肝要である。

また、県内の各水道事業体は、将来においても安定給水を図るため、それぞれの地域の実情を踏まえ、利水参画しており、八ッ場ダム of 早期完成を望んでいる。

八ッ場ダムは、本県にとって、治水・利水の両面から必要不可欠な施設であることから、基本計画に沿って、更なるコスト縮減に努め、一刻も早くダムが完成するよう、最大限の努力をしていただきたい。

#### 【東京都知事】

八ッ場ダム建設事業を継続するという対応方針については、1都5県が再三主張してきたことであり、当然の結果と認識している。

1都5県は、ダム本体の完成を前提に、これまで負担金の支払いに応じており、これを踏まえ、下記の通り強く要求する。

1. 国土交通大臣は、自らの職責において、直ちに、ダム本体工事着手の決断をすること。そのうえで、今年度可能な措置を速やかに実施し、ダム本体工事に着手すること。
2. 本体工事の中止以降の遅れを取り戻すために予算を集中投資するとともに、工期短縮のためのあらゆる努力を行い、基本計画どおり平成27年度までに八ッ場ダムを完成させること。そのために、平成24年度予算においては、必要な事業費を確保すること。
3. 本体工事の中断や遅延に伴い要した人件費などの費用は、検証を言い出した国が全額支払うこと。
4. 更なるコスト縮減に努め、基本計画どおり総事業費4,600億円の中で工事を完成させること。
5. 地元での生活再建を目指している人が、これ以上、将来の不安や生活上の不便を来すことがないように、国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。

#### 6.3.4 関係利水者からの意見聴取

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に対する関係利水者の意見聴取を実施した。頂いた意見を以下に示す。

##### 【茨城県知事（水道に係るダム使用権設定予定者）】

本県では八ッ場ダムの完成を前提に暫定水利権を取得し、既に県南・県西地域の8市2町、約50万人の水道用水として供給している。

また、台風の大規模化が懸念されるとともにゲリラ豪雨が頻発している近年、特に利根川に隣接している県南・県西地域にとっては治水対策が喫緊の課題であり、河川改修事業とダム建設事業の両面から進めていくことが重要である。河川改修事業は、大変長期にわたるものであることを考えれば、まずは、既に約77%の事業が進捗している八ッ場ダムの一刻も早い完成を目指していくことが適当であると考えられる。

以上のことから、八ッ場ダムは利水面及び治水面からも必要不可欠な事業であると考えており、下記のとおり意見として回答する。

1. 報告書（原案）の中に、八ッ場ダム建設事業については、「継続」することが妥当であるとの考えが示されたことを踏まえ、国は対応方針を速やかに決定し、直ちに本体工事に着手すること。
2. 事業継続に際しては、現行の基本計画どおり平成27年度までにダムを完成させるとともに、さらなるコスト縮減を図り、総事業費4600億円以内とすること。
3. 地元で生活再建を目指している人々が、これ以上、将来の不安や生活上の不便を来すことがないように、国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。

## 【群馬県知事（水道に係るダム使用権設定予定者）】

報告書（原案）案に示された対応方針は、「八ッ場ダム建設事業は継続」とされており、妥当な判断である。

このことから、国は一刻も早く検証作業を完了させ、県民のライフラインである水の安定供給のため、一日も早く安定した水利権が得られるよう直ちにダム本体工事に着手し、基本計画どおり平成 27 年度までに八ッ場ダムを完成させるべきである。

## 【群馬県知事（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）】

報告書（原案）案に示された対応方針は、「八ッ場ダム建設事業は継続」とされており、妥当な判断である。

このことから、国は一刻も早く検証作業を完了させ、県産業の基盤である工業用水の安定供給のため、一日も早く安定した水利権が得られるよう直ちにダム本体工事に着手し、基本計画どおり平成 27 年度までに八ッ場ダムを完成させるべきである。

## 【群馬県知事（発電に係るダム使用権設定予定者）】

報告書（原案）案に示された対応方針は、「八ッ場ダム建設事業は継続」とされており、妥当な判断である。

八ッ場ダムに建設を予定している八ッ場発電所は、ダムから下流への利水放流を利用した完全従属発電として計画しており、八ッ場ダムの建設が大前提となっている。このため国は一刻も早く検証作業を完了させ、直ちにダム本体工事に着手し、基本計画どおり平成 27 年度までに八ッ場ダムを完成させるべきである。

## 【埼玉県知事（水道に係るダム使用権設定予定者）】

本県は、県営水道の約 3 割を暫定水利権に頼り給水している状況であり、八ッ場ダム建設事業は必要不可欠な事業である。

今回、「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」において八ッ場ダム建設事業について「継続」することが妥当であるとの対応方針案が示されたが、本県としては当然の結果であると考えている。

このような結果が示された以上速やかに検証を終わらせ、平成 24 年度を待たずに今年度可能な措置を実施し、早期に本体工事に着工するよう求める。前田国土交通大臣が衆議院の国土交通委員会で結論を出す時期として年を越すことはないと言明したが、年内のできるだけ早い時期に結論を出していただきたい。

また、この 2 年の遅れを取り戻すために予算を集中投下するなどして基本計画どおり平成 27 年度までに完成させるよう求める。

事業費については、更なるコスト縮減に努め、基本計画の総事業費の中で工事を完成させるよう求める。なお、この検証のために増額となった費用については、検証を独断で始めた国が負担するべきと考える。

最後に、長年にわたり苦勞してきた地元住民の意見を真摯に受け止め、国の責任において生活再建事業を着実に完成させるようお願いする。

## 【千葉県知事（水道に係るダム使用権設定予定者）】

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」の「対応方針（案）」では、「八ッ場ダム建設事業については「継続」することが妥当であると考えられる」と示されたこと、また、八ッ場ダムは、本県の水道事業にとって、安定給水の観点から必要不可欠な施設であることから、基本計画に沿って、一刻も早くダムが完成するよう、最大限の努力をしていただきたい。

## 【千葉県知事（工業用水道に係るダム使用権設定予定者）】

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」に示された対応方針



(案)については、妥当であると考えている。

現在、八ッ場ダムに参画している千葉地区工業用水道事業は、水源水量の全てについて給水契約済であることから、八ッ場ダムは必要不可欠である。

従って、早期に安定水利権として取水できるよう、計画どおりのダム完成について最大限の努力をしていただきたい。

**【東京都知事（水道に係るダム使用権設定予定者）】**

八ッ場ダム建設事業を継続するという対応方針については、1都5県が再三主張してきたことであり、当然の結果と認識している。

1都5県は、ダム本体の完成を前提に、これまで負担金の支払いに応じており、これを踏まえ、下記の通り強く要求する。

1. 国土交通大臣は、自らの職責において、直ちに、ダム本体工事着手の決断をすること。そのうえで、今年度可能な措置を速やかに実施し、ダム本体工事に着手すること。
2. 本体工事の中止以降の遅れを取り戻すために予算を集中投資するとともに、工期短縮のためのあらゆる努力を行い、基本計画どおり平成27年度までに八ッ場ダムを完成させること。そのために、平成24年度予算においては、必要な事業費を確保すること。
3. 本体工事の中断や遅延に伴い要した人件費などの費用は、検証を言い出した国が全額支払うこと。
4. 更なるコスト縮減に努め、基本計画どおり総事業費4,600億円の中で工事を完成させること。
5. 地元での生活再建を目指している人が、これ以上、将来の不安や生活上の不便を来すことがないように、国の責任において、生活再建事業を早期に完成させること。

**【藤岡市長（水道に係るダム使用権設定予定者）】**

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）案」では、「ダム案が最も有利」という結果を踏まえ、「八ッ場ダム建設事業の継続」の方針が示されましたが、これについては、極めて妥当な判断だと考えます。

藤岡市は、八ッ場ダム建設事業に参画することにより、暫定水利権の許可を得て取水を行い、水道水として市民に供給しています。その水量は、全給水量の約6割になります。しかし、あくまでも暫定水利権であり、河川の状況によっては、取水が不可能となる不安を常に抱えています。

このような状況から脱するには、1日も早く安定水利権を取得する必要があります。八ッ場ダムが、計画どおりに完成すれば、あと4年ほどで安定水利権を取得することができるのです。

このような方針が示されたうちは、市民が1日も早く水の不安から解放され、安心して生活ができるよう、国土交通大臣にはこの報告に沿った決断をしていただき、早急に本体工事に着手するようお願いいたします。

**【北千葉広域水道企業団企業長（水道に係るダム使用権設定予定者）】**

1. 八ッ場ダムは当企業団にとって必要不可欠な水源であるとともに、平成28年度には既得の安定水利権を超える水需要が見込まれていることから、基本計画どおり予定工期内に完成させるよう、「総合的な評価の結果」に基づいて事業を継続していただきたい。また、ダム本体工事については、一刻も早く着手されるよう強く要請します。
2. 八ッ場ダム建設事業費については、さらなるコスト縮減を図り現行総事業費内で完成させていただきたい。また、検証による工事中断・工期遅延に伴う追加費用については、国の政策変更に伴うものであることから、国の負担としていただきたい。

## 【印旛郡市広域市町村圏事務組合管理者（水道に係るダム使用权設定予定者）】

1. 「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」での構成員である知事等の意見にあるように、一刻も早く八ッ場ダムを完成させるとの国としての決断をお願いしたい。
2. 不安定な暫定水利権に依存し、水道用水を供給している当組合にとって、八ッ場ダムの完成が遅れることは、安定供給に支障を来すので、早期に本体工事に着手するとともに、予算を集中投資して工期内に完成していただきたい。
3. 地滑り対策等の事業費増加分は、コスト縮減等を図り、現状の事業費内で対応していただきたい。
4. 検証期間にかかるコスト増については、国の負担としていただきたい。

## 6.3.5 関東地方整備局事業評価監視委員会からの意見聴取

「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書（原案）」に対する事業評価監視委員会の意見聴取を下記のとおり実施した。

- 1) 意見聴取対象 : 「八ッ場ダム建設事業の検証に係る検討報告書(原案)」
- 2) 現地視察 : 平成 23 年 10 月 25 日(火)
- 3) 検討状況説明 : 平成 23 年 11 月 22 日(火)
- 4) 意見聴取日 : 平成 23 年 11 月 29 日(火)
- 5) 関東地方整備局事業評価監視委員会委員

委員長	家田 仁	東京大学大学院工学系研究科社会基盤学専攻教授
委員長代理	鈴木 誠	東京農業大学地域環境科学部造園科学科教授
委員	遠藤 和義	工学院大学工学部建築学科教授
	大野 栄治	名城大学都市情報学部教授
	岡部 義裕	東京商工会議所常務理事
	佐々木 淳	横浜国立大学大学院工学研究院教授
	清水 義彦	群馬大学大学院工学研究科社会環境デザイン工学専攻教授
	田中 里沙	株式会社宣伝会議取締役編集室長
	堤 マサエ	山梨県立大学国際政策学部総合政策学科教授
	恵 小百合	江戸川大学社会学部ライフデザイン学科教授
	山崎 朗	中央大学経済学部教授
	笠 京子	明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科教授

(敬称略 五十音順)

6) 事業評価監視委員会から頂いた意見については以下に示す。

『事業評価監視委員会としては、八ッ場ダム建設事業については継続することが妥当であるものとする。』

委員会における検討の背景と経緯及び上記の判断の理由は以下のとおりである。

#### 1. 検討の背景と経緯

1) 国土交通省は、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに立って、中川博次氏（京都大学名誉教授）を座長とする「今後の治水対策のあり方に関する有識者会議」を本省に設置した。この有識者会議は、ダム以外の方法をも含めた幅広い治水対策案の手法、新たな評価軸等を含めた検討方法を記述した「今後の治水対策のあり方について（中間とりまとめ）」を提示した（平成22年9月27日）。それを踏まえ、国土交通本省にて「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」が定められた（平成22年9月28日）。関東地方整備局では、これに基づいて、「八ッ場ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を設置して、相互の立場を理解しつつ、検証に係る検討を進め、八ッ場ダム建設を完遂するケースやダム以外の方法によって同等の治水効果・利水効果及び流水の正常な機能の維持の効果が得られる複数のケースを比較検討し、今後必要となる費用、事業完了までに要する時間、用地買収などによって流域住民に与える影響などの面から比較し、八ッ場ダム建設を完遂するケースが相対的に有利と結論する「八ッ場ダム建設事業の検証に係る報告書（素案）」を作成した（平成23年10月6日）。

2) 関東地方整備局は、この「報告書（素案）」に対して、パブリックコメントを実施し、関係地方自治体や流域住民からの意見を募集するとともに、宮村忠氏（関東学院大学名誉教授）を座長とする13人の有識者（内8名が河川や環境の専門家）を集め意見を求めている（平成23年11月4日「学識経験を有する者の意見聴取の場」）。さらに同整備局が管轄する様々な公共事業について事業評価の監視を行うために常設されている、当事業評価監視委員会の意見を踏まえた上で、八ッ場ダム建設事業に関する関東地方整備局としての方針を決定し国土交通省本省に上げることとしている。

3) 当事業評価監視委員会は、「報告書（素案）」を広範な視点から包括的に吟味するとともに、10月25日には現地を視察し、11月22日及び29日の事業評価監視委員会にて関東地方整備局からの説明と質疑及び審議を行った。事業に関する判断にあたっては、関東地方整備局が意見を求めた宮村忠氏（関東学院大学名誉教授）ら学識者から出された、河川や環境の専門的視点に立った意見を尊重するとともに、関連する地方自治体から出された意見、ダム建設地域における住民等の生活や生業及び地域の再建の取り組みにも配慮しつつ、関東地方整備局が作成した「八ッ場ダム建設事業の対応方針（原案）」に対する事業評価監視委員会としての意見をとりまとめることとした。

#### 2. 判断の理由

4) 利根川水系では、これまでたびたび甚大な水害にみまわれ、これに対処するため営々と治水施策が進められてきた。首都圏をかかえた中下流域では大幅に市街地化が進んだ現在、平均的に200年に一度発生する降雨を対象として、毎秒22,000立方メートル（八斗島地点）という長期的な治水目標（基本高水）が定められ、堤防の整備や上流域におけるダムの整備、あるいは市街地開発時における調整池の整備など流域対策などが進められてきた。当面の治水目標は、利根川流域の社会・経済

的重要性や今後 20～30 年間の実現可能性等を考慮した結果、毎秒 17,000 立方メートル（八斗島地点）という流量が設定されている。この流量は基本高水のピーク流量の約 77%程度であり、概ね 70～80 年に一度発生する降雨に対応した流量に相当している。八ッ場ダムの整備の効果は、降水パターンによって異なるが、八斗島地点では上記の流量のうち最大毎秒 1,820 立方メートル分を削減するものとされている。ここで、分析の基本となる利根川水系における流出解析の方法論と基本高水の数値については、日本学術会議に設置された「河川流出モデル・基本高水評価検討等分科会」によって専門的に評価されている（平成 23 年 9 月 1 日）。

- 5) 利根川水系は、一都五県に水道水をはじめとする用水を供給しているが、これまでもしばしば渇水による用水の利用制限が発生しており（概ね 2～3 年に 1 度程度）、首都圏とはいえ今後人口減少が予測される中であっても、関連する地方自治体からは渇水への対策が強く望まれているところである。こうした中、東京都は、渇水の発生リスクについて、八ッ場ダム等の整備により過去 20 年で 2 番目に厳しい渇水において給水制限が回避できるとしている他、埼玉県、千葉県等も同様に八ッ場ダムの整備は必要不可欠であるとしている。また、八ッ場ダムの利水参画者のほとんどが不安定な豊水暫定水利権による取水をおこなっているが、八ッ場ダムの整備はこれらに対する用水給付の安定性を向上させるとしている。
- 6) ダムに過度に依存することのない総合的な治水・利水方策には、コスト面及び環境保護面などから見て、大いに期待したいところである。しかしながら、特に首都圏を抱える利根川水系のように、中下流域が既に著しく市街地化している河川の場合には、現実的に採用しうる治水・利水方策の自由度が少なからず限定されてしまうことは避けがたい。多様な治水・利水方策の可能性が模索された今回の検証作業には、歴史的に見ても少なからぬ意義が認められるところであるが、今後必要となる費用、事業完了までに要する時間、用地買収などによって流域住民に与える影響などの面から見て、八ッ場ダム建設を完遂するケースが相対的に有利とする「報告書（素案）」の分析結果は、パブリックコメントや関係住民からの意見聴取において八ッ場ダムに対して懐疑的な意見があることを踏まえつつも、上記の状況を勘案すると、妥当な結論であると考え。ただし、今後、新規に河川事業を検討する際には、今回の検証の経験を活かし、その構想段階から幅の広い方策を選択肢として俎上に上げ、総合的な視点から検討を行うべきものと考え。
 

また、気候変動も予想される中、本事業の基礎となっている降水現象や流出現象について、今後も継続的な監視と分析を行う必要があるものと考え。
- 7) 「報告書（素案）」に対して、関東地方整備局が意見を求めた「学識経験を有する者の意見聴取の場」から出された意見の多くは、河川や環境に関する専門的な視点に立ったものであったが、意見の大勢は、同報告書の検証方法とそれによって導き出された結論を支持するものとなっている。また、各地方自治体及び利水者から出された意見も治水・利水の両面から見て、同報告書の結論を支持し、なおかつその迅速な実施を要望するものとなっている。当評価監視委員会としても、こうした意見を尊重すべきものと考え。
- 8) 八ッ場ダムによる水没予定地とその周辺地域では、昭和 42 年 11 月の事業着手以来、現在まで 45 年間の長きにわたり、生活の場の移転や生業の転換を強いられるなど、地域の人々が極めて大きな迷惑を被ってきた。現時点でみると、住宅の移転が約 90%、道路の付替整備が約 93%、鉄道の付替整備が約 90%（平成 23 年 3 月末時点）にまで進み、また、地元自治体では「ダム湖を活かした地域再建計画」（第 2 次土地利用計画：平成 6 年 11 月策定）がとりまとめられ、地元住民との協力の下に、ダム湖の見える温泉街整備、川原湯温泉のシンボルとなるダム湖に架かる橋の整備などを通じた地域再建が懸命に進められてきたところである。地元の人々は、

自らが被る多大な迷惑にもかかわらず、ダムが下流域にもたらす治水上・利水上の効果を信じ、事業の実施と地域の再建に協力してきたわけである。事業の今後のあり方を判断するに当たっては、こうした点に対して十分な配慮がなされるべきである。

- 9) 当事業は、総額 4,600 億円（平成 16 年 9 月基本計画変更後）という巨費を要するものであるが、既にその約 8 割に相当する約 3,558 億円が投じられ、ダム本体を除く多くの部分が完成しているという点に対しても、既に行った投資をできる限り有効に活用するという視点から配慮が必要である。
- 10) 以上について総合的に判断した結果、事業評価監視委員会としては、八ッ場ダム建設事業については継続することが妥当と考える。